

道路通行制限通知

太土第1920344- 51号

令和7年12月3日

関係各位

太田土木事務所長 益満 義博



道路法第46条の規定により下記のとおり通行制限します。

路 線 名	(一)金山城趾線	
場 所	太田市金山町地内	
交通制限の種類	全面通行規制	
理 由	社会資本総合整備（活力・一般）R7道路改良工	
区間及び程度	延長 約 500 m	
期 間	令和7年12月15日 から 令和7年12月19日 まで 5日間	
時 間	昼間（9：00～16：00）	
交通に対する措置	工事現場には、交通誘導員を配置し、工事中の標示（路線名、工事名、工事延長、工事期間、施工者氏名等を明示）及び道路標識（注意、一方通行、徐行等）防護施設（さく又はおおいを設け、夜間は赤色灯をつけ、その他道路交通の危険防止のために必要な措置等）を講じて道路交通の安全と円滑を図る。	
申 請 人	太田土木事務所長 益満 義博	
	太田土木事務所 工務第二係 金井大輔	電話 0276-32-2345
施工・現場責任者	岩崎工業株式会社 神林宏典	電話 0276-30-1880
そ の 他		
公安委員会の 回 答		

整理番号 51号

【県道 金山城趾線】時間帯による全面通行止めについて

太田土木事務所で実施している県道金山城趾線（県道 321 号）における道路改良工事に伴い、次のとおり時間帯による全面通行止めを実施します。

通行止め区間：下図「**全面通行止め**」の通り

通行止め期間：令和 7 年 12 月 15 日（月曜日）から令和 7 年 12 月 19 日（金曜日）

通行止め時間：9 時 00 分～16 時 00 分（夜間など、左記以外の時間帯は通行可能です）

※工事の状況や天候等により変更となる場合があります。

全面通行止めの時間帯は、金山町交差点から県道 太田桐生線（県道 316 号）への通り抜けが出来なくなりますので、現地の案内表示や交通誘導員の指示に従って通行してください。ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

全面通行止め及び迂回計画図



※1 金山町付近（金山町交差点）からの沿道施設（金龍寺等）へのアクセスは可能です。

※2 東金井町付近（県道 太田桐生線）からの沿道施設（金山城跡、史跡金山城跡ガイダンス等）へのアクセスは可能です。

位置図

